

平成 26 年 2 月 6 日

消防庁障害者施設等火災対策検討部会
部会長 室崎 益輝 様

公益財団法人 日本知的障害者福祉協会
会 長 橋 文 也

障害者施設等火災対策報告書（案）についての意見

一 障害者グループホームへのスプリンクラーの設置義務化について 一

グループホームについては、原則として面積等に関わらず 6 項（ロ）に該当する全てのホームへのスプリンクラーの設置が義務化されることとなっていますが、認知症高齢者のグループホームと異なり、小規模で借家が大半を占める障害者グループホームにあっては、家主の了解が得られない場合が想定される等、設置に際しての大きな混乱が予測されます。

一方、本報告書には、障害支援区分認調査項目の 6 項目が全て「支援が不要」等である場合については、スプリンクラーの設置を除外すると記載されていますが、区分 4 以上の者で当該 6 項目がすべて「支援が不要」等になる者はごく少数に限られ、実効性のある除外規定となっていません。なお、26 年 4 月より現行の障害程度区分が障害支援区分に変更されることに伴い、判断基準についても「より支援が必要な場合」を評価することとされているうえ、当該調査は火災等における避難を想定して判断するものではないため、当該項目を流用して自力避難が可能か否かを判断することは適切ではないと考えます。

については、スプリンクラー設置除外規定等について再度検討するとともに、以下について要望いたします。

記

1. 借家等を活用して運営している 4 人以下の小規模なホームで、夜間支援体制が『夜勤』として確保されている場合には、スプリンクラーの設置を除外していただきたい。
2. スプリンクラーの設置に係る費用は既に整備費の対象となっているが、グループホームへのスプリンクラーの設置に際して助成金の申請があった場合には、すべての事業所に助成できるよう、十分な予算額を確保していただきたい。